

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、「福岡県内を営業地盤に中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを全ての企業行動の柱としております。この経営理念を実現していくことが、当行のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方です。また、「倫理憲章と行動指針」等を定め、役職員一人ひとりがコンプライアンスの実践を通じてコーポレート・ガバナンスの向上に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

■ 政策保有に関する方針ならびに保有意義・経済合理性の検証

政策保有については、地域金融機関として取引先との長期的・安定的な取引関係や業務運営上の協力関係(地域貢献を含む。)の維持・強化並びに資本政策上の必要性も勘案し、当行の企業価値の向上に資すると認められた場合に行うこととし、保有意義が認められなくなった政策保有株式については縮減を図ることを基本方針としております。

また、保有銘柄については、取引関係、協力関係、資本政策の各観点から保有意義の見直しを行うとともに、収益性や株価の状況等も踏まえ、保有目的の合理性を経営会議において定期的に検証し、その検証結果を取締役に報告しております。

■ 議決権行使の基準

当行では、上場会社の政策投資株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を以下の通り定めております。

(1) 発行会社の経営方針やガバナンス体制等を勘案した上で、中長期的な企業価値向上につながるか等の観点から、議案内容を総合的に検討した上で行使しております。

(2) なかでも、発行会社の中長期的な企業価値向上および当行の経済的利益に大きく影響を与える以下のような重要な議案については、特に慎重に賛否を判断しております。

(重要な議案)

- ・組織再編議案
- ・買収防衛策議案等
- ・解散
- ・その他、発行会社の中長期的な成長及び株主価値向上に反する懸念がある議案

【原則1-7】

■ 関連当事者間の取引

当行は、当行と当行取締役および執行役員との取引が株主の利益を害することのないよう、次の手続きを定めております。

当行は、取締役会規定において、取締役および執行役員の競業取引および当行と当行取締役の利益相反取引については、取締役会による承認を得ることを規定しております。

当該取引の実施後、取締役会は実施結果の報告を受け、実施状況を監視しております。

【補充原則2-4-1】

■ 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方

当行は、長期ビジョンである「地域になくはない銀行」の実現を目指すにあたり、中核人材登用等における多様性の確保は必要不可欠であると考えております。2021年4月、人事制度を抜本的に見直しました。組織上の役割期待や個人のライフスタイル多様化に対応できるように職群を2つに分けたほか、高度専門人材の処遇にも対応できるように専門職コースを用意しております。また、年功や属人的要素でなく、役割職責や業績への貢献に応じて処遇される設計とし、職員がキャリアパスを明確化し、自ら目標を定めて、地域の発展に積極的に取り組む環境を整備いたしました。

第12次中期経営計画においても、重点施策の1つとして、専門人材の育成による顧客対応力の向上および適正な人事評価体系の構築を掲げております。具体的な取り組みにつきましては当行ホームページ「第12次中期経営計画」において開示しております。

(当行ホームページURL: <https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/invest/pdf/tyukei/12ji.pdf>)

■ 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標

当行は、女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、下記の目標を掲げております。

(1) 管理職(支店長代理職以上)に占める女性比率を2026年3月31日までに18%以上とする(現状15.5%)。

(2) 男女の平均継続勤務年数の男女差比率を2026年3月31日までに70%以上とする(現状69.7%)。

また、デジタルの活用による急速な事業環境の変化や多様化するお客さまのニーズに応えていくため、プロパー行員の育成を図るとともに、中途

採用も随時実施しております。中途採用者に限った登用等に関する目標は設定しておりません(現状 中途採用者の管理職3名)。
なお、外国人につきましては、当行が福岡県内を営業地盤とした中小企業専門金融機関であることから目標は設定しておりません。

【原則2-6】

■ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当行は、従業員の年金給付を将来に亘り確実に行うことを目的として、「資産運用委員会」を定期的開催し、運用状況のモニタリングを通じ、運用委託先の評価を行うとともに、運用資産の構成割合の見直し等についても必要な検討を行っております。

【原則3-1】

■ 企業理念、経営ビジョン・中期経営計画

当行の経営理念、長期ビジョン・中期経営計画は、取締役会で決議し、当行ホームページのほか、ディスクロージャー誌、有価証券報告書への記載等により開示しております。

(当行ホームページURL: <https://www.fukuokachuo-bank.co.jp>)

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前掲「基本的な考え方」欄に記載のとおりです。

■ 報酬の決定方針・手続

後掲「取締役報酬関係」中の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載のとおりです。

【補充原則3-1-3】

当行は、2021年7月に「福岡中央銀行環境方針」を制定し、本業の金融サービスを通じた活動や自らの企業活動において環境への配慮に努め、経営理念に基づき、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

また、気候変動に係るリスク及び機会の分析・把握を経営戦略に活かすため、TCFD(Task Force on Climate related Financial Disclosure)提言への賛同を表明し「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」ごとに、対応状況や方針にかかる情報開示を進めております。

当行は、クレジットポリシーに加えて、2021年10月、地球温暖化等気候変動リスクを含む地球環境に影響を及ぼす特定セクターに関する投融資方針を公表しました。同方針では、環境・社会に対して大きな影響を与えられとされる特定のセクターに対して投融資取引を行う際には十分に留意した対応を行うこととしております。

これらの具体的な取組みにつきましては、当行ホームページのほかディスクロージャー誌への記載等により、開示しております。

(当行ホームページURL: <https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/invest/index.html>)

【補充原則4-1-1】

取締役会規定および職務権限規定にて取締役会決議事項の範囲を定め、経営会議および頭取や担当取締役、各部長等への委任の範囲を定めております。取締役会から日常の業務の決定を委任することができるとしており、「人事に関する事項」、「契約関係」、「個別融資案件に関する決定」等について委任しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 福岡銀行	432,258	14.38
福岡中央銀行行員持株会	216,520	7.20
株式会社 日本カストディ銀行(信託口4)	211,300	7.02
株式会社 西日本シティ銀行	151,951	5.05
西部ガスホールディングス 株式会社	143,200	4.76
西日本鉄道 株式会社	134,555	4.47
株式会社 宮崎太陽銀行	133,400	4.43
株式会社 豊和銀行	119,138	3.96
株式会社 南日本銀行	111,200	3.69
学校法人 帝京大学	64,900	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸田 康一郎	他の会社の出身者								○			
林田 スマ(本名:平田 スマ)	他の会社の出身者											
行正 晴實	公認会計士											
山下 秋史	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田 康一郎		○	同氏は、当行取引先である西日本鉄道株式会社の代表取締役副社長執行役員であり、同社と当行との間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は株式会社経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の業務執行に対する監督機能を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
林田 スマ(本名:平田 スマ)	○	○	同氏は、当行取引先である公益財団法人大野城まどかびあ館長かつ学校法人中村学園の理事であり、両法人と当行との間には通常の取引関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏はアナウンサーとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、また女性生活者の立場として、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
行正 晴實	○	○	-	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、公認会計士として専門的知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

山下 秋史	○	○	同氏は、当行取引先である西部ガスホールディングス株式会社の代表取締役であり、同社と当行との間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は株式会社経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
-------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、その職務の執行に必要な場合は、監査部に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとしております。
なお、当該監査部員は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の遂行を補助するものとし、その人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、毎月開催される取締役会等において内部監査部門が行う内部監査の実施状況の報告を定期的に受けるとともに、内部監査部門と随時意見・情報交換を行っております。さらに、監査等委員会による各業務執行役員および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途)設けるとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当行は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲並びに株主重視の経営意識をより高めるため、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数を開示しております。

< 2021年度における役員の報酬等の実績 >

- ・取締役（監査等委員および社外取締役を除く）8名
報酬等の総額156百万円
- ・監査等委員（社外取締役を除く）2名
報酬等の総額18百万円
- ・社外役員5名
報酬等の総額17百万円
- ・当行には、報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 基本方針
当行の役員報酬制度は、「地域の中小・零細事業者を主たる顧客として金融仲介機能を安定的かつ円滑に提供する」という当行のコアとなるビジネスモデルを反映した以下を基本方針とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの職責を踏まえた適正な水準としております。
銀行経営を担うに相応しい人材を確保・維持できる金額水準であること。
当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めるものであること。
企業業績および従業員の給与水準と比較して納得性が高い水準であること。
なお、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員については、その職務に鑑み基本報酬のみとしております。
- (2) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて当行の業績および従業員給与の水準も踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、取締役会決議により決定しております。
ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって定めることとしております。
- (3) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めるため、当行株式を株式報酬として付与することとしております。
株式報酬は、信託型株式報酬制度（BIP信託）により、株主総会で承認された上限額の範囲内で信託が当行株式を取得し、取締役会決議により決定した役位に応じたポイントを各事業年度ごとに各取締役に付与することとしております。
各取締役は、退任時に自己の累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を本信託から受けることとしております。
- (4) 金銭報酬額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

「地域の中小・零細事業者を主たる顧客として金融仲介機能を安定的かつ円滑に提供する」という当行のコアとなるビジネスモデルを踏まえ、基本報酬をメインとし、これに株式報酬を付加することとしております。具体的な報酬種類別の割合は、下記の範囲内で取締役会決議により決定しております。

・基本報酬(金銭報酬)
会長・頭取80～90%
専務取締役82～90%
常務取締役83～90%
取締役85～92%
・非金銭報酬等(株式報酬)
会長・頭取10～20%
専務取締役10～18%
常務取締役10～17%
取締役8～15%
合計100%

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会には、常勤の監査等委員を置き、経営会議や各種委員会など重要な会議に出席することで行内情報の収集に努め、社外取締役との共有を図る体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行の概要

当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会設置会社では、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることから、取締役会及び取締役に對する監督・監査機能の強化を図っております。

(取締役会)

取締役会は取締役12名(うち監査等委員である取締役4名、本報告書提出日現在)で構成され、取締役会長が議長を務めており、取締役会規定に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の監督を行っております。

また、取締役12名のうち社外取締役に4名(本報告書提出日現在)選任し、意思決定の透明性確保や経営の監督機能の強化を図っております。取締役会の構成員は下記のとおりとなっており、月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

< 構成員の氏名等 >

議長: 取締役会長 古村至朗

構成員: 取締役頭取 荒木英二、専務取締役 布施圭一郎、常務取締役 草場勇次、常務取締役 江里秀樹、常務取締役 岡野みゆき、取締役 増田昌一、取締役 戸田康一郎(社外取締役)、取締役監査等委員 瀬戸口克、取締役監査等委員 林田スマ(社外取締役)、取締役監査等委員 行正晴實(社外取締役)、取締役監査等委員 山下秋史(社外取締役)

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名、本報告書提出日現在)で構成され、法令、定款及び監査等委員会規定等で定められた事項に従い、取締役の職務の執行を監査いたしております。

また、各監査等委員は議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席するなど、業務全般の監査・監督機能の強化を図っております。

監査等委員会の構成員は下記のとおりとなっており、原則月1回、必要に応じて臨時で開催しております。

< 構成員の氏名等 >

議長: 取締役監査等委員 瀬戸口克

構成員: 取締役監査等委員 林田スマ(社外取締役)、取締役監査等委員 行正晴實(社外取締役)、取締役監査等委員 山下秋史(社外取締役)

(経営会議)

経営会議は、社外取締役に除く取締役(監査等委員であるものを除く)で構成し、取締役会が定める方針に基づき、業務執行に関する重要な事項について決定又は協議する役割を担っております。

経営会議は、原則毎週開催、必要に応じて随時開催することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当行の意思決定の迅速化を図る体制としております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会が選任する執行役員が責任を持って担当部門の業務執行にあたる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。加えて、取締役会に提出する議案の審議や取締役会から委任を受けた業務執行にかかる重要事項については、会長、頭取を含む業務執行を担う取締役からなる経営会議で審議しております。さらに、重要なリスク管理等の項目につきましては、分野ごとに設置された会議体(コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等)を設置し、十分な審議を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまが議案等に十分な検討期間を確保できるよう、2022年6月29日開催の株主総会招集通知については、6月7日に発送いたしました。また、同通知は当行ホームページにも掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	株主総会では株主の皆さまに当行の経営内容をご理解いただけるよう、グラフや図表を取り入れた映像やプロによるナレーションを用いて、株主の皆さまに分かりやすい株主総会に努めております。 これらの取組みにつきましては、ニュースリリース等で随時告知するほか、ディスクロージャー誌やホームページなどに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにIR資料を掲載しております。 (https://www.fukuokachuo-bank.co.jp) 決算短信、有価証券報告書および四半期報告書、ディスクロージャー誌、決算説明資料、適時開示資料を含むプレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署を総合企画部とし、担当者(兼務)を配置しております。	
その他	インサイダー情報の管理 当行への問い合わせ等においては、公平開示等の諸原則を遵守し、既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定する等、インサイダー情報を適切に管理しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、「地域経済の持続的成長」、「地域環境の保全」、「地域社会との共生」を重点項目としたSDGs宣言をいたしました。 その一環として、福岡県への寄付金付ファンドや収益金の一部を寄付するSDGs私募債の取扱い等の地域貢献活動を行っております。 CSR活動としては、「青少年アンビシャス運動」(福岡県で推進している県民運動)への寄付を通じて青少年の豊かな心、幅広い視野、それぞれの志(アンビシャス)を持つ、たくましい青少年の育成を支援しております。
その他	当行では、女性の活躍できる職場づくりに向けて、女性の管理職への登用や、融資・渉外担当への配置を進めています。また、育児休業者のスムーズな職場復帰をサポートする制度や、出産・育児等により退職した女性のキャリアターン制度を設ける等により、環境整備を行っています。また、福岡県「子育て応援宣言」に登録しているほか、子育て認定企業として厚生労働大臣の認定(くるとん認定)を受けております。引き続き、子を持つ女性が働きやすい両立支援策等職場環境作りを進めるとともに、職務範囲の拡大、管理職への積極登用、早期戦力化に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)
当行は、内部統制に関する基本方針を以下のとおり取締役会で決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

(整備状況)

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役職員が法令・定款および当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範として、「倫理憲章」を定め、全役職員がこれを遵守する。
- ・コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつに位置付け、コンプライアンス態勢の整備、強化に取り組む。
- ・取締役会は、毎年度、コンプライアンス・プログラムを決定する。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会に報告する。
- ・内部監査部門は、法令遵守状況について監査を行い、定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。
- ・当行の全役職員が、法令等違反行為(当行が定める各種内部規定に違反する行為を含む)について所定の方法によりコンプライアンス統括部署、監査等委員および弁護士事務所等へ直接通報できる制度を整備し、制度に基づいて通報を行った者に不利益な取り扱いを行わないなど適切な運用を図る。
- ・監査等委員会は、取締役会による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- ・反社会的勢力への対応にかかる基本方針等に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。
- ・「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」を定め、その方針に基づき、適切な業務運営を行う。
- ・財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する既定その他の体制

- ・リスク管理規定に基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、リスク管理統括部署が、リスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査部門は、リスクの状況について監査を行い、その結果を定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。
- ・頭取を委員長とするリスク管理委員会においてリスクへの対応に関する具体的な諸施策の統括や重要事項の審議を行い、その内容を取締役会に報告する。
- ・災害やシステム障害等の基本方針として、業務継続計画を策定し、非常事態対策マニュアルに基づき損害を最小限に止め、事業の継続を図る体制を維持・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の決定に基づく業務執行について行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ・執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性を確保する。
- ・当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員を除く)、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規定等に基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途)設けると共に、監査等委員会と代表取締役、監査法人それぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

経済活動の様々な局面に関わる銀行にとっては、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適正性及び健全性の確保のため不可欠であります。

当行は、以下の基本方針に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは断固として対決することとしております。

- (1) 反社会的勢力等の介入があった場合は、直ちに営業店長、所管部に報告し、組織として迅速な対応による早期排除を図る。
- (2) 反社会的勢力等による不当要求等に備えて、平素から弁護士、警察等関連機関と緊密な連携関係の構築を図る。
- (3) 反社会的勢力等とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。
- (4) 反社会的勢力等による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (5) 反社会的勢力等への資金提供、金銭的解決は絶対に行わない。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当行では、反社会的勢力への対応に関する統括部署を顧客相談室としております。

反社会的勢力に関する情報収集・管理については、各支店及び本部各部において情報入手の都度、顧客相談室へ報告を行うとともに、顧客相談室では、独自に入手した情報並びに各部支店からの情報を随時更新を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

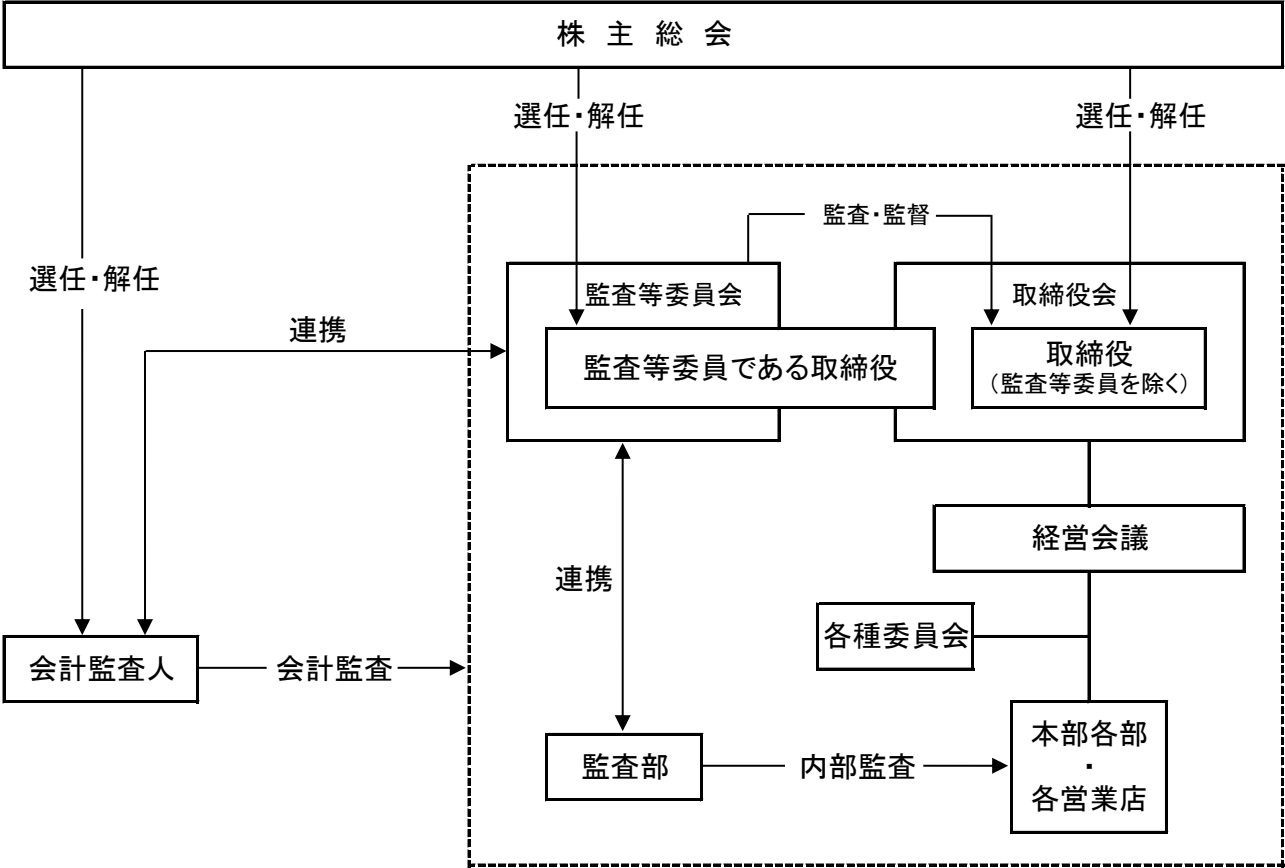
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に係る社内体制については、別紙体制図をご参照ください。

○コーポレート・ガバナンス体制図



○適時開示に係る社内体制

当行は、投資者への適時適切な会社情報開示の重要性を十分に認識し、銀行法、金融商品取引法その他の法令および証券取引所の定める有価証券上場規程に基づく情報開示のほか、各種企業情報の自主的な開示にも積極的に取り組み、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

会社情報の開示にあたっては、総合企画部を統括部署として決定事実、発生事実、決算に関する情報を集約し、適切な承認手続きを経て開示する体制を構築しております。

